

くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる  
1年当たりの天然種苗の活込尾数の制限にかかる事務取扱要領

令和5年12月12日  
三重海区漁業調整委員会

1 天然種苗の活込尾数の報告

委員会指示の2に規定する天然種苗の活込みをした数量の報告の様式は、区画漁業（くろまぐろ養殖業）の天然種苗活込尾数報告書（第1号様式）のとおりとする。

2 報告の訂正

委員会指示の2に規定する報告を行った後に、その内容に変更が生じた場合には、委員会指示の1の表に掲げる区画漁業を行使する者（以下「行使者」という。）は、天然種苗活込尾数変更報告書（第2号様式）を三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

3 活込尾数の確認

委員会は、委員会指示の2に規定する報告のほか、活込尾数の確認のために必要と認める書類の提出を行使者に対し求めるとともに、必要に応じて現地での確認等を行うものとする。

4 有効期間

この取扱要領の有効期間は、令和6年1月1日から同年12月31日までとする。

区画漁業（くろまぐろ養殖業）の天然種苗活込尾数報告書

年 月 日

三重海区漁業調整委員会会長 様

住所

氏名又は  
名称及び代表者名

私が行使している区画漁業権（くろまぐろ養殖業）で用いる養殖用種苗について、期間内における天然種苗の活込尾数を下記のとおり報告します。

記

1 天然種苗を活込みした期間、漁場及び尾数

活込み期間： 月（上旬・中旬・下旬・月間）

漁業権番号	活込上限尾数	期間中の活込尾数 (1月1日からの累積尾数)
三重区第 号	千尾	( 尾)
三重区第 号	千尾	( 尾)
三重区第 号	千尾	( 尾)

添付書類：受取伝票の写し

※ 活込期間 1～6月：月間（1日～同月末日）  
7～9月：上旬（1日～10日）  
          中旬（11日～20日）  
          下旬（21日～末日）

2 特記事項（自由記入）

区画漁業（くろまぐろ養殖業）の天然種苗活込尾数報告書

年 月 日

三重海区漁業調整委員会会長 様

住所

氏名又は  
名称及び代表者名

私が行使している区画漁業権（くろまぐろ養殖業）で用いる養殖用種苗について、期間内における天然種苗の活込尾数を下記のとおり報告します。

記

1 天然種苗を活込みした期間、漁場及び尾数

活込実施日： 年 月 日

漁業権番号	活込上限尾数	期間中の活込尾数 (1月1日からの累積尾数)
三重区第 号	千尾	( 尾)
三重区第 号	千尾	( 尾)
三重区第 号	千尾	( 尾)

添付書類：受取伝票の写し

2 特記事項（自由記入）

天然種苗活込尾数変更報告書

年 月 日

三重海区漁業調整委員会会長 様

住所

氏名又は  
名称及び代表者名

年 月 日付けで提出した天然種苗活込尾数報告書の記載事項について、下記のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 変更する内容

変更事項	変更前	変更後

※変更事項の内容がわかる書類と関係する受取伝票の写しを添付すること。

2 変更の理由

3 特記事項（自由記入）